

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
桃谷高等学校	1 行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。					検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。
	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	
	土地	0.90m ²	空調室外機設置	2,300円	(注1) 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	
	建物	4.43m ²	空調室内機設置	(注2) 29,810円	(注1) 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	
	建物	2台	自動販売機設置	1,320,000円	(注3) 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	
	<p>(注1) 公有財産台帳では、許可期間が「令和5年4月1日から令和6年3月31日まで」のまま放置されていた。</p> <p>(注2) 公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「28,380円」のまま放置されていた。</p> <p>(注3) 公有財産台帳では、許可期間が「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」のまま放置されていた。</p> <p>また、行政財産の使用許可について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p>					
	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	
	土地	0.79m ²	照明器具設置	免除	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	
	建物	76.22m ²	照明器具設置	免除	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	

【大阪府公有財産規則】

(使用状況の確認)

第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。

【大阪府公有財産台帳等処理要領】

(使用許可、貸付又は使用承認の状況)

第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。

2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。

<p>2 行政財産の使用承認の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="543 399 1708 586"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>承認数量</th><th>目的</th><th>承認期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(注1) 土地</td><td>(注2) 3本</td><td>道路標識設置</td><td>(注3) 令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで</td></tr> </tbody> </table> <p>(注1) 公有財産台帳では、種別が「建物」として登載されていた。 (注2) 公有財産台帳では、承認数量が「4本」のまま放置されていた。 (注3) 公有財産台帳では、承認期間が「平成29年4月1日から令和4年3月31日まで」のまま放置されていた。</p>	種別	承認数量	目的	承認期間	(注1) 土地	(注2) 3本	道路標識設置	(注3) 令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	
種別	承認数量	目的	承認期間						
(注1) 土地	(注2) 3本	道路標識設置	(注3) 令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで						
措置の内容									
<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載を行った。 検出事項の原因は、担当者が公有財産台帳への登載を失念していたことにある。 再発防止に向けて、複数の職員で公有財産台帳の登載状況の定期的な確認を行うチェック体制の強化を図ることとした。 今後は、関係諸規則等に基づき適正に事務処理を行う。</p>									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年10月1日から令和7年1月31日まで）